

# 大阪市環境影響評価専門委員会傍聴要領

## 1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、事務局の指示を受けて、会議の開催予定時刻までに会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

## 2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話などは、電源を切るかマナーモードにしておき、通話に使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、専門委員会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

## 3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、専門委員会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。

## 4 資料の返却

受付時にお渡しした資料のうち、返却をお願いしたものについては退出時に返却してください。